



自治体・行政等向け 弁護士 活用ガイド



AICHI BAR
ASSOCIATION

愛知県の弁護士がお手伝いします

愛知県弁護士会行政連携センター



こんにちは 愛知県弁護士会です

行政の皆様からの要請に ワンストップでお応えします

愛知県弁護士会のご紹介

弁護士会は、弁護士法で法律専門職である弁護士が加入を義務づけられている公益法人です。日本弁護士連合会と地方単位会があります。

愛知県弁護士会は、愛知県に設けられた地方単位会であり、弁護士法第1条の趣旨に則り、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、さまざまな活動を行っています。名古屋に本会を設けていますが、愛知県民全体の法的ニーズに応えるべく、一宮・半田・西三河・東三河に各支部を設置しています。各支部においても、地域に密着した活動を実施しています。



本 会	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2 TEL : 052-203-1651
一宮支部	〒491-0842 一宮市公園通4-17-1 TEL : 0586-72-8199
半田支部	〒475-0903 半田市出口町1-45-16 住吉ビル2階 TEL : 0569-26-1611
西三河支部	〒444-0864 岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-10 TEL : 0564-54-9449
東三河支部	〒440-0884 豊橋市大国町83 TEL : 0532-52-5946

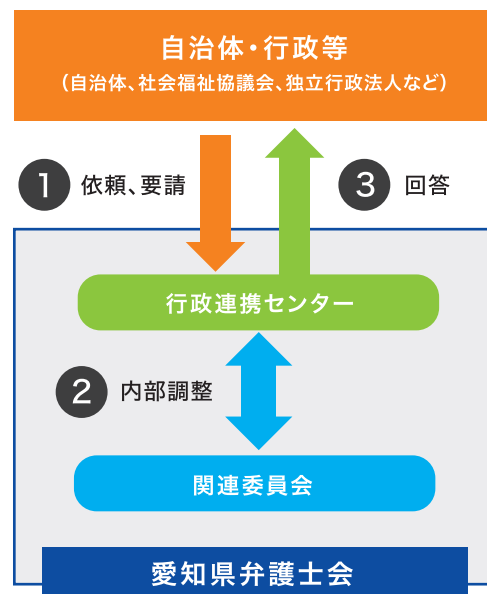
行政連携センターのご紹介

行政連携センターは、愛知県弁護士会が行政の皆様からの要請に迅速・的確にお応えするため、会内に設置した、自治体等行政の皆様に向けたワンストップの窓口機能を持ったセンターです。当センターでは、行政の皆様の間合せや要請に応じ、様々な分野の問題について、会内の関連委員会と調整し、弁護士の紹介、派遣、推薦等を適切に行わせていただきます。また、行政の皆様と連携協定を締結して、いざという時に相談事業等を迅速に展開できる体制づくりを協働して進めることも可能です。実例としては、空家問題、災害時対応等の分野で、多数の自治体と連携協定を締結していますし、自治体等からのご要望にお応えして、スクールロイヤー相談事業、コロナ禍での誹謗中傷対応相談事業などのスタートをお手伝いさせていただいた実績もあります。

このような連携の構築のため、当センターでは、各市町村を訪問し、首長インタビューや実務担当者の皆様との意見交換(実務者協議)を実施させていただきながら、積極的に法的ニーズを把握するための活動も行っています。また、住民福祉の増進のため、自治体の皆様との間で、互いの連携を深めるための協定(包括連携協定)を締結し、相互の連絡窓口を定め、定期的な協議を実施するという取組もしています。

「愛知県弁護士会が実施している行政連携事業の内容を詳しく知りたい」、「こんな課題に直面して困っている」等のご要望を是非ともお聞かせください。

お役にたちます



自治体を始めとする行政の皆様は、地域社会の基盤をつくり、住民福祉の増進を図る役割を果たしておられます。

私たち弁護士は、基本的人権の擁護、社会正義の実現を責としていますが、行政の皆様との連携を深め、法的サービスを拡充し、地域社会に貢献することで、これらの職責をより良く果たし得るものと考えております。

当会は、かねてより、法律相談事業、各種委員、講師の派遣事業等を通し、自治体を始めとする行政の皆様との連携を図ってきましたが、社会の複雑化に伴い、行政の皆様の法的ニーズに迅速・的確に対応するためには、より一層の連携強化を図る必要があることから、行政の皆様からの要請にワンストップでお応えするために、平成30年1月に愛知県弁護士会行政連携センターを設立しました。

行政連携センターの活動を通し、今後一層、地域社会に貢献し・住民福祉の増進に寄与していきたいと考えておりますので、行政の皆様におかれましては、ご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご活用いただける分野

全般・自治体運営

① 各種候補者 推薦・紹介	後見人や財産管理人等の候補者、各種審議会・委員会・協議会等の委員として、その分野・性質に応じて、弁護士の推薦・紹介を行います。法律実務家としての弁護士をご活用ください。
② 情報提供・業務支援	債権管理・回収、不当要求対応等の法的課題に対し、担当部署と連携し、業務支援を行います。条例制定にあたっては、助言、情報提供などを通じての支援を行います。
③ 自治体職員向けの 法律相談・講師派遣・ 研修会開催	民法、債権回収、空き家対策、個人情報、公文書管理、情報公開、学校問題、後見制度、不当要求対応など様々な法的課題に関し、職員の方々を対象とした法律相談、セミナーなどの講師派遣を行います。また、行政職員向けの各種セミナー・研修会を開催いたします。当会では、毎年、職員の方々を対象とした行政法律セミナーを行うなどの実績もあります。
④ 内部統制・ コンプライアンス	コンプライアンスの確保・向上のための助言や体制づくりの支援をいたします。 公益通報制度、公正職務審査、第三者委員会などの制度・体制づくりの支援や、委員の推薦・紹介を行います。
⑤ 任期付き公務員・ 包括外部監査人等	任期付き公務員・包括外部監査人等の任用・促進を図るために、情報提供や会員向け研修を行います。

健康・福祉

超高齢社会を迎え、高齢者・障がい者問題への対策が必要とされる中、当会では、高齢者・障がい者の方々を法的に支援するために、「高齢者・障害者総合支援センター（アイズ）」を設立し、行政機関や福祉関係者とも連携して様々な事業を行っております。

① 法律相談	自治体・社会福祉協議会・入居施設・ケアマネジャーその他の福祉関係者が利用できる無料FAX相談（ほっとくん）や、行政職員・地域包括支援センター職員が利用できる電話・FAX・面談相談を実施している他、協定を結んだ社会福祉協議会などでは成年後見に関する市民向け法律相談も実施しております。
② 講師派遣	地域包括支援センターなどのご依頼により講演会・研修会へ講師を派遣しております。
③ 業務支援	市町村長申立てにおける成年後見人等の候補者の推薦、ケース検討会議への派遣、地域ケア会議アドバイザーの派遣、福祉関係者を対象にした事例検討会の開催、行政職員等を対象にした成年後見に関する講座等の実施、成年後見制度利用促進法に関する市町村計画策定・成年後見センター（権利擁護センター）の立ち上げ等の支援を行っております。また、社会福祉士会と協同して、弁護士と社会福祉士がペアとなった虐待対応専門職チームを市区町村や地域包括支援センターに派遣しております。



教育分野

1. 法教育

① 授業実践・ 学校講師派遣事業	法教育 [※] の普及・理解促進のために、できる限り教員にご負担をかけない形で、授業づくり・授業の実施に協力させていただきます。「主体的・対話的で深い学び」、さらには「主権者教育」に役立つ授業プラン・教材を取り揃えています。また、講師を派遣して模擬裁判やディベートなどの講義を行います。 ※法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育
② 研究会の設置・開催	現在、各教育委員会（例えば、名古屋市教育委員会）との間で、法教育研究会（参加者は教員と弁護士）を開催し、毎年、教員と弁護士との協働による授業づくり及び授業の実践を行っております。今後も新たな法教育研究会の立ち上げに取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひお声をおかけください。
③ 学校評議員の推薦	学校評議員に弁護士を選任いただくことにより、学校運営の中で起こりうる様々な問題に関し、法的観点からサポートさせていただきます。これまで、学校での授業を経験するなどして教員との交流を深めてまいりました。学校の実情を把握し、理解している弁護士を学校評議員に推薦し、学校運営全般に関わる問題についての相談に応じます。
④ コミュニティ スクール	協議会委員の推薦等を通し、地域が学校運営に参与していくコミュニティスクールの促進に関わり、学校運営全般にわたる問題に関与していきます。

2. 職員向けセミナー・講師派遣

学校事故（けが、熱中症、いじめ、体罰、セクハラ、天災等）が起きた場合の対応方法、事前対策のほか、責任の有無等の考え方については、事例などを通じて具体的に検討する必要があり、それにより、イメージが湧いたり、意識付けになります。

学校事故以外にも、保護者対応や個人情報の取り扱いなど、講師派遣をご依頼いただければ、セミナー・研修会などの講師を派遣させていただきます。

子どもの権利

① 法律相談	子どもの視点に立った子どもの人権相談（電話・面談）を開設しています。相談は無料です（面談相談は要予約）。いじめ・体罰・不登校・子どもに対する虐待・無戸籍児問題など、子どもの人権に関する問題全般についてご相談に応じております。 また、学校に対し、子どもの権利・福祉の視点に立った法的アドバイスもいたします。子どもにとって最も良い方法と一緒に考えさせていただければと考えております。
② いじめ予防 出張授業	弁護士は、日常業務として、学校、児童・生徒、保護者等からのいじめに関するご相談に応じたり、ときには裁判をしたりすることもあります。実際の事例に触れている弁護士が、いじめについて児童・生徒と一緒に考えるため、クラス単位で実施する出張授業を行っています。当会の会員が学校に足を運び、子どもたちにも参加してもらいながら授業をします。
③ 講師派遣	②のいじめ予防出張授業以外にも、子どもの人権（いじめ、児童虐待、非行問題、無戸籍問題等）全般について、行政職員、児童・生徒、教員、保護者の皆様向けの講演の講師派遣をしています。

④ 弁護士推薦

各自治体で開催される子どもに関する種々の会議や検討会、審議会等（いじめ検証委員会、第三者委員会、いじめ対策委員会等）のメンバーを推薦いたします。

また、離婚に伴う親権者の指定や面会交流など、子どもに大きな影響を及ぼす家事事件について、家庭裁判所からの推薦依頼に基づき、子どもの手続代理人候補者を推薦いたします。同様に、親権者のいない子どもについて、家庭裁判所等からの推薦依頼に基づき、未成年後見人候補者の推薦も行っています。子どもの権利・福祉に十分に配慮しつつ、子どもの年齢や発達状態に応じ、適切に子どもの意思を考慮する活動を行っています。

⑤ スクールロイヤー制度

当会においては、これまで子どものいじめ問題への相談・対応、児童虐待に対する対応等子どもの権利を守るという視点からの活動を行ってきました。このような視点から、子どもの問題に習熟した弁護士が、学校現場の皆様とともに対応する制度として「スクールロイヤー制度」があります。

当会においても、子どもの権利の擁護の観点から、「スクールロイヤー制度」の促進を図っていきたいと考えておりますので、是非、ご活用下さい。

生活

消費者問題

消費者問題は、高齢者や障がい者のみならず、若年層や働く世代でも、身近に起こりうる問題です。

当会では、消費者問題の相談に乗るために、自治体での法律相談に弁護士を派遣しています。また、現場の相談員の方々が弁護士に助言を求めることができる制度（支援弁護士制度）を設けております。

消費者被害を予防するためには、問題が起きてからの対処のみならず、市民一人一人が消費者問題についての知識を深め、被害に遭わない

「賢い消費者」になることが大切です。当会では、各自治体における消費者被害への対応や消費者被害に関する啓蒙活動の一助として、消費者相談に関する啓発講座・検討会や研修会へ講師派遣を行うとともに、消費者行政担当者の方々と事例検討会や連絡協議会などを実施しています。また、行政機関の方々と、各自治体に寄せられている相談の内容・件数や自治体における消費者問題への取組みに応じた意見交換も行っております。

貧困・多重債務

自治体では、地域住民のセーフティネットとして生活困窮者の方への対応に当たられることも多いのではないのでしょうか。当会では、多重債務問題、生活保護の実務問題等への対応について、自治体職員を対象として講師を派遣しています。また、自治体主催の多重債務相談等に相談員を派遣し、ご相談に応じています。生活保護制度における第三者行為求償事務についての法律相談にも対応しています。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談事業の一環として、自治体職員からの電話相談や、窓口相談に来られた生活困窮者の方との面談相談を行っています。生活困窮者の方から受けた相談でお困りのことがありましたら、当会にご相談ください。自殺対策協議会や自殺対策に関する各種企画、居住支援協議会などにも弁護士を派遣させていただきます。

民事介入暴力

暴力団や反社会的勢力の矛先は、一般市民や事業者だけでなく、行政機関へも向けられています。暴力団や反社会的勢力は、行政の中立性・公正の名の下に、行政機関へ近づき、あるときは暴力や脅迫を示唆して、またあるときは言葉巧みに、不当な利益を得、あるいは義務を逃れようと狙っています。

当会は、警察や暴力追放愛知県民会議と情報交換等をして、日々、暴力団対策活動をしています。

また、当会は民事介入暴力相談として、暴力団対策、不当要求対策に精通した弁護士による相談を実施しています。また、不当なクレームへの対応相談にも応じております。

犯罪被害者支援

犯罪被害に遭われた方やその遺族の方は、生命、身体、財産等の直接的な被害だけではなく、精神的なショック、捜査機関での事情聴取や取材報道等による負担など、様々な困難を抱えることとなります。そのため、犯罪被害者に対しては、医療面、精神面、生活面、刑事・民事の裁判手続等、多岐にわたり途切れることのない支援が必要です。

当会では、犯罪被害者支援に関する研修会、犯罪被害者支援を行う

支援員の養成講座への講師派遣のほか、犯罪被害者支援窓口担当者への法律相談にも応じております。

また、愛知県被害者支援連絡協議会（愛知県安全なまちづくり条例に基づき設立された団体）等を通じて関係機関との連携強化を進めています。

多くの自治体で制定され始めた犯罪被害者等支援条例の制定にも協力させていただいております。

男女共同参画・DV問題等

① DV、 ストーカー問題

自治体と連携して、精通した弁護士を法律相談に派遣したり、研修会や勉強会に講師を派遣しています。被害の防止のために、意見交換会などを開催して、連携を深めていきたいと考えています。

② セクシュアル ハラスメント、 LGBT、 男女共同参画

セクシュアルハラスメント、LGBTなど性に関する問題は、社会の多様化を反映し、日々、複雑になっています。こうした問題に対しても、精通した弁護士を法律相談の相談員や研修会・勉強会の講師として派遣したり、各種規程の整備や施策の立案をサポートします。また、行政機関内でセクシュアルハラスメントなど性に関する問題が発生した場合に、精通する弁護士を調査委員として派遣したり、セクハラ防止体制の整備のためにアドバイザーとして派遣するなどして解決に向けてご協力いたします。

そのほかにも、男女共同参画社会の実現のために、各種委員会・協議会に委員や講師を派遣したり、各種規程の整備や施策の立案をサポートいたします。

③ デートDV 出張授業

デートDVの深刻な被害実態が報告されています。このデートDVとは、愛しているなら相手が自分の思い通りになるのが当然と考え、コントロールしようとする態度や行動のことをいいます。身体的暴力だけが暴力ではありません。

昨今、特に未成年者のデートDVが大きな問題となっていることから、デートDVのない尊重しあう恋愛関係やデートDVを受けた時の対応について、弁護士が学校で授業を行い、生徒の皆さんと一緒に考えます。

罪に問われた人の社会復帰支援・再犯防止

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）において、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること（第4条第2項）、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならないこと（第8条第1項）が定められています。

愛知県下では3つの地方公共団体で既に地方再犯防止推進計画が策定されています。

愛知県弁護士会は、罪に問われた・罪を犯した人が地域社会で共生できるよう、地方自治体と連携、協力していきたいと考えており、平成30年（令和元年）度からそのための取り組みを開始しております。具体的には、自治体等から委託を受けて、罪に問われた人や犯罪をした人（少年を含む）の社会復帰を支援し、また、再犯防止を図るべく、弁護士が、彼らとの面会等を通じて、社会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続や就労窓口医療・福祉等関係機関への引継ぎを行ったり、支援を必要とする法的な問題が生じた場合には、法律の専門家として積極的に関与する等の活動も行います。

安全・環境

空き家・空き地問題対策、所有者不明土地問題検討

空家等対策特別措置法が完全施行され、空き家・空き地問題に対する取組みは本格化しつつあります。空き家・空き地問題の背景には、人口の減少や都市部集中だけでなく、所有者不明・不在、相続争い、住人の認知能力低下などの法律問題が潜んでいます。また、空き家・空き地に関連して隣人トラブルなど法的紛争に発展する可能性もあります。これら法律問題・法的紛争の解決には、弁護士の助言が有益です。

当会では、空家等対策協議会委員として弁護士を推薦いたします。また、自治体との連携協定を通じ、計画案の作成・実行への参与のほか、市民を対象としたセミナーや行政職員向けの研修会を開催したり、講師を派遣します。また、市民向けの「空き家問題110番」による相談会を実施いたします。

さらに、所有者不明土地問題について、セミナーや職員向けの研修会、講師派遣を実施します。

環境問題

政府の2050年カーボンニュートラル・脱炭素宣言を受けて、「2050年までにCO2排出実質ゼロ」を表明した自治体は急速に増加しており、脱炭素への意識は全国の自治体、住民の間に急速に広がっています。

当会では、環境問題（近年では生物多様性、メガソーラーの問題も含む）に関する条例制定支援を行える弁護士の推薦・紹介とともに、市民・職員向けのセミナーやシンポジウム開催の支援・講師の派遣を行い、脱炭素社会・持続可能な社会へ向けた支援活動を行います。

災害対策

当地域では、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されています。大規模な災害が発生すると、日常生活の不自由はもとより、二重ローン、建物の滅失、行方不明者や相続、行政給付など、様々な法律問題が発生します。災害からの被害を回復するには、多くの被災者等に対し、すみやかに、必要な情報提供や法的助言を行わなければなりません。

そこで当会は、災害時はもとより、平時より、行政機関とも連携を深め、自治体との災害時における法律相談業務等に関する協定締結、災害に関する法律知識の情報提供、シンポジウムや研修の実施等を通じて、災害発生時の法的問題に対応しています。



仕事・産業

中小企業支援

当会は、中小企業に対する法律支援を推進するため「リーガル リンク あいち中小企業法律支援センター (Legal Link あいち)」を設置しています。同センターでは、行政機関やその関連組織と連携し、中小企業向けの法律相談、セミナー、行政担当者向けの法律情報提供、研修会、中小企業支援の

充実のために意見交換会などを行っています。名古屋を中心とした中小企業向け15分間の電話による無料相談(052-265-6693)も行っています。また、当会では、中小企業の海外への事業展開に対する法的支援を行うため、弁護士の紹介等も行っています。

知的財産関連

愛知県は日本有数の「ものづくり県」であり、企業活動の中で知的財産に関する問題は避けては通れません。当会は、日本知的財産仲裁センター（日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立した知的財産の紛争処理等を行うADR機関 <https://www.ip-adr.gr.jp/>）と

共に、行政機関やその関連組織とも連携を深め、知的財産に関する法律相談・セミナー等の共同開催、相談員に対する研修・法律相談等を通じて、知的財産に関する法的サービスの一層の充実を図りたいと考えています。

Q&A

Q

行政連携センターを利用する
メリットは何ですか？

A

行政の皆様が抱える問題は多方面にわたりますが、当会には、会の機関として、多くの委員会が分野毎に設置されており、各委員会には当該専門分野で精力的に活躍する弁護士が所属しています。行政連携センターでは、当会の各委員会が会の活動として実施する事業を通じ、各種ご紹介・ご要請にお応えいたしますので、行政の皆様の具体的なニーズに合わせた法的サービスを提供することができます。

Q

自治体において弁護士を
採用するメリットは何ですか？

A

弁護士を職員として採用していただきますと、日常業務から生ずる様々な法的問題や条例制定等を含む政策法務の場面などにおいて、スピーディに、法的な視点での対応が期待できます。また、各種研修を通して、職員の皆様に法的情報のご提供や法務能力向上の支援もさせていただきます。場合に応じて、訴訟や不服申立の対応、顧問弁護士や外部弁護士との調整役を担うことも可能です。

Q

パンフレットに記載されて
いない分野や関与形態にも
対応してもらえますか？

A

本パンフレットで紹介した以外にも、当会では様々な活動を行っており、各支部においては地域の実情に根ざした活動も行っています。また、これまで行っていない新しい活動につきましても検討させていただきますので、ご相談ください。

Q

費用はどれくらい
かかりますか？

A

無償でご提供できるサービスもありますが、内容によっては費用のご負担をお願いする場合があります。詳しい内容については、お問い合わせください。

お申し込み・お問い合わせ

お気軽にお問い合わせください。



愛知県弁護士会公式キャラクター「ひまるん」

愛知県弁護士会行政連携センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2
愛知県弁護士会館

TEL

052-253-7204

【受付時間】 平日 9:30～16:30

FAX

052-204-1690

E-mail

gyosei@aiben.jp

愛知県弁護士会HP

<https://www.aiben.jp>



AICHI BAR
ASSOCIATION

愛知県弁護士会

2022年1月改定